又同日本院は運輸安全委員会委員長に中橋和博を、同委員に石川敏行、宮下徹、中西美和及び田中敬司を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公害健康被害補償不服審査会委員に鎌倉惠子及び中山節子を任命するについて同意した旨内閣に通知した。

議案送付

一月二十一日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案

質問書提出

一月二十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

甘利内閣府特命担当大臣の政治資金問題に関する質問主意書（大西健介提出）

ＴＰＰ大筋合意に伴う政府試算に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

ＴＰＰ交渉の大筋合意に伴う政府の認識及び見解等に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

服役中に被害証言が虚偽と判明して釈放された大阪府内の男性に係る強姦事件の政府見解等に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

広島及び長崎に原爆を投下したアメリカに対する政府の認識等に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

弔詞

かつて永年在職議員として表彰された元議員藤原房雄君が二十七年十二月二十八日死去されたので、二十八年一月二十一日、本院は次の弔詞を贈った。

衆議院は　多年憲政のために尽力され　特に院議をもってその功労を表彰された藤原房雄君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

議事日程

一月二十二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第五号

平成二十八年一月二十二日（金曜日）

午後一時開議

一　国務大臣の演説

参議院

議事日程

一月二十二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第五号

平成二十八年一月二十二日（金曜日）

午後三時開議

第一　国務大臣の演説に関する件

議案提出

一月二十一日衆議院から次の議案が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第一号）

議案受領（予備審査）

一月二十一日衆議院から次の議案が送付された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出）（衆第一号）

質問主意書提出

一月二十一日議員から次の質問主意書が提出された。

大阪市立住吉市民病院の廃止に伴う病院再編計画に関する質問主意書（辰巳孝太郎提出）（第一一号）

人事異動

警察庁

（近畿管区警察局長）警視監　佐々木真郎

警察庁長官官房付を命ずる

（警察庁長官官房付）　佐々木真郎

辞職を承認する

（警察大学校国際警察センター所長）　石川威一郎

近畿管区警察局長を命ずる

（警察大学校副校長兼警察庁長官官房審議官（刑事局・犯罪収益対策担当）兼生活安全局付）　露木　康浩

警察大学校国際警察センター所長事務取扱を命ずる（以上一月十八日）

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画変更書の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同法第19条第５項において準用する第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成28年１月25日

農林水産大臣　森山　裕

１　日本海西部地区特定漁港漁場整備事業計画変更書の案

(1)　漁港漁場整備法第19条第５項において準用する第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画変更書の案

(2)　縦覧の期間　平成28年１月25日から平成28年２月15日まで

(3)　縦覧の場所

水産庁漁港漁場整備部整備課

水産庁境港漁業調整事務所

兵庫県農政環境部農林水産局水産課

兵庫県但馬県民局但馬水産事務所

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

島根県農林水産部漁港漁場整備課

島根県浜田水産事務所

島根県隠岐支庁水産局水産課

２　隠岐海峡地区特定漁港漁場整備事業計画変更書の案

(1)　漁港漁場整備法第19条第５項において準用する第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画変更書の案

(2)　縦覧の期間　平成28年１月25日から平成28年２月15日まで

(3)　縦覧の場所

水産庁漁港漁場整備部整備課

水産庁境港漁業調整事務所

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

島根県農林水産部漁港漁場整備課

島根県浜田水産事務所

島根県隠岐支庁水産局水産課

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成28年１月25日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成28年１月25日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

経済産業大臣　林　幹雄

記

改正された日本工業規格

垂直コンベヤ　B8950

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成28年１月25日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成28年１月25日

経済産業大臣　林　幹雄

国土交通大臣　石井　啓一

記

改正された日本工業規格

国内貨物コンテナーコード及びマーク　Z1628

の表示方法

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省海事局船舶産業課においても閲覧に供する。